

# 社員補欠選挙の実施

(一社)日本ホルスタイン登録協会

## 1. 社員補欠選挙

任期（2年）の途中で、社員が辞任されるときは、各選挙区の選挙管理者（都道府県支部・承認団体担当者）を通じて、日本ホルスタイン登録協会総務課（選挙管理委員会事務局）にご連絡願います。以下、次の要領で社員補欠選挙を実施します。

- (1) 選挙管理者は、辞任する社員から辞任届（別掲）を受領し、日ホ総務課に提出してください。これを受けて、日ホでは、選挙管理者と協議して社員補欠選挙の日程を決定します。
- (2) 社員補欠選挙(投票)日を決定し、その20日前を補欠選挙の公示日に、公示日から10日間を立候補者の届出期間とします。日程が決まり次第、日ホから貴団团长宛に、社員補欠選挙実施について公式文書で通知し、HPにも掲示します。
- (3) 1選挙区の社員定数は1名です。日ホ正会員（当該年度または前年度の会費納入済）の中から社員候補者を立ててください（日ホ役員は現職のまま社員には立候補できません）。
- (4) 立候補する方は、「社員補欠選挙候補者届出書」を選挙管理者に提出してください（様式別掲）。
- (5) 1選挙区で2名以上の立候補者があるときは、選挙日に投票を行います。ただし、社員定数を超えないときは無投票で当選が決まります。
- (6) 立候補届出の締切（選挙投票日の10日前）後、選挙管理者は「候補者届出書」を日ホ総務課にFAXで送付して下さい。また、原本は郵送願います。
- (7) 選挙権は、正会員に各1票が与えられます。選挙日の投開票は、当該選挙区の支部・承認団体事務所とし、当日9時から16時までとします。
- (8) 選挙が終了した後、選挙管理者は速やかに各選挙区当選者1名を、日ホ総務課に報告してください。選挙管理委員会は、当選者を社員として選出し、社員の公示（日ホHPの本ページ）と当選者に通知します。
- (9) 社員の任期は、社員当選者の公示日から次の社員選挙の日までとします。